

最高裁優生保護法訴訟判決から現代の差別を考える

—— この世の中にあるすべての差別の根絶をめざして ——

講 師 旧優生保護法訴訟静岡弁護団
 団長 弁護士 大 橋 昭 夫
主 催 静岡市ボランティア団体連絡協議会
日 時 2025年4月12日(土)
場 所 静岡市葵区城内町1番1号
 静岡市中央福祉センター

1 はじめに

本日は、旧優生保護法訴訟静岡弁護団が取り組み勝訴した強制不妊損害賠償請求事件を通じ、この強制不妊の重い事態と、身体に障害を有する方々に対する差別の根深さについてお話ししたいと思います。

現在「障害者」という用語が一般的に用いられていますが、私は、この言葉には少なからず抵抗があります。

障害者のとらえ方は、従来、障害や病気にある本人に問題があるとする「医学モデル」の考え方によりなされてきました。

しかし、現在ではこの「医学モデル」の考え方は克服される過程にあります。

「医学モデル」に対して「社会モデル」という考え方があります。これは障害のある人が、日常、社会生活で受ける制限は、社会における様々な障壁にも問題があるとする見解で、わが国が批准する障害者権利条約だけでなく、障害者基本法、障害者差別解消法等にこの見解が反映されています。

この社会モデルの考え方が障害者を社会があるがままの状態を受け入れ、障害者雇用促進法の「合理的配慮」の考え方に直結し、障害者に対する差別的取扱いの禁止につながっています。

この「合理的配慮」は特別扱いではなく、対等な条件を実現するための調整であると考えられています。

私は、この「障害者」という言葉の中には本来的に差別感情が入っているのではないかと感じ、本当はこの「障害者」という漢語を使いたくないのですが、「障害者」にかわる適当な標記が確立されていませぬので、法文に従がい、これからのお話しでは「障害者」という用語を使用したいと思います。

「障害者」に対する言葉として「健常者」という言葉が一般的に使われていますが、この言葉は本来的に「障害者」に対する優位性の響きがあるものとして、これからのお話しの中でも使用しませんのでご留意下さい。

私は、仙台地方裁判所に初めて訴訟が提起された時、報道をみて、是非、静岡県でも訴訟を取りあげて、強制不妊の実態を解明し、差別解消の契機にしなければならぬと思いました。

19世紀のドイツにルドルフ・フォン・イェーリング（1818年～1892年）というローマ法の大家がいました。

イェーリングは、ハイデルベルグ大学、ゲッティンゲン大学、ミュンヘン大学、ベルリン大学において、法律学を学びましたが、バーゼル大学、ロストック大学、キール大学を経て、1864年ウィーン大学に赴任し、ローマ法を講じました。

イェーリングは、1872年春、ウィーン法曹協会に招かれ、弁護士を前に講演をしました。

イェーリングは、この時の講演録を活字にし、「権利のための闘争」という小冊子を発行しました。

この本は、各国で翻訳され、日本でも訳書が出ています。

私も大学3年生の時、外書購読のゼミで、この本のドイツ語版を学びました。

法思想の大家であるこの高名な学者は、この小冊子で「権利は闘いの中で勝ちとられるものだ。」「権利のための闘争は権利者の自分自身に対する義務であると共に社会に対する義務でもある。」と述べています。

すなわち、「市民社会では人々の権利は自ら権利を主張し、闘う中で勝ちとられるものだ。」「権利の無視、人格的侮辱といった性質を持っているような権利侵害に対する抵抗は義務である。」と述べていますが、このドイツ市民階級のイデオロギーを代弁するイェーリングの思想は、現代の日本にも通ずるのではないのでしょうか。

この強制不妊事件は、不法からの回復、まさしく法の目的である正義をめざしての原告の「権利のための闘争」でした。

弁護士としての晩年に、若い弁護士と共にこの事件に遭遇できたことは、私の細やかな喜びとなっています。

それでは、まず、この事件の概要についてお話ししたいと思います。

2 本事件の概要

(1) 静岡地方裁判所事件（静岡事件）

① Aさんの生育歴とその後の婚姻生活

現在80代の女性のAさん（匿名）は生まれつき聴覚障害者でした。

Aさんは草薙運動場で開催された身体障害者スポーツ大会で夫と知りあい、二人は交際を続け、Aさんが30歳に達する時に結婚をすることになりました。

しかし、この時、Aさんは父母と親戚の男性に静岡県東部の産婦人科に連れていかれ、そこで麻酔を打たれ、麻酔からさめた時には腹部に強い痛みを覚えた記憶があるが、何の手術をしたかについては、誰からも伝えられず、説明もなくわからなかったということです。

Aさんは、その医院に10日間程入院し、実家に帰りましたが、その後、結婚式が行なわれ、1970年11月に婚姻届を住まいのある市役所に提出したとのことでした。

子供が生まれぬことに何かおかしいなと感じたことはありましたが、夫もそのことに触れず、二人とも障害を有していても助けあい仲睦まじく生活してきたとのことでした。

2012年12月に夫が病死し、Aさんは一人暮らしになりましたが、近所に夫の甥夫妻が住んでおり、この方々がとてもいい方で、この方々に生活上の支援を受けながら現在に至ったものです。

② 静岡県聴覚障害者協会のねばり強い調査活動

静岡県内のろう者とその家族を会員とする静岡県聴覚障害者協会は、仙台地方裁判所に初めて強制不妊訴訟が提起されたことを契機として、会員の中にも被害者がいるのではないかと調査活動を開始しました。

この中で、静岡県内のある聾唖学校の校長先生が優生手術に熱心で、多くの者が強制不妊手術を受けさせられた事実が判明しました。

この調査の中でAさんが被害者であるという結果が得られました。

因みに、静岡県内における強制不妊手術は遺伝性のものが501件、精神疾患によるものが23件、合計524件となっています。

Aさんの当時のおぼろげな記憶の中に、Aさんの母が「子供」「できない」などという口の動きがあり、この時、母が自分の人さし指を交差させて「X」の形をつくった記憶があり、そして、Aさんの腹部にある傷が卵管結紮術の跡であることが、静岡県内の産婦人科の医師の診察によって判明し、Aさんが30歳になる時に受けた手術はAさんの意思を無視した不妊手術であることがわかったのです。

私もAさんと面談し、支援者や親戚の方々の意見を聞いた時、何ともいえない悲しさを感じました。

それと共に、このような善良な人々の幸せを奪ってしまう行為とは「一体何なんだ。」との激しい怒りを覚えました。

③ 静岡地方裁判所へ強制不妊損害賠償請求事件の提訴

当弁護団は、Aさんと甥夫妻との数回の面談を通じ、Aさんを匿名（その後、Aさんは宮川辰子さんとの仮名を使用しました。）とすることで提訴を決意してもらいました。

当弁護団は依頼者なき形で発足しましたが、この時、初めて原告から委任され、名実共に弁護団としての発足ができました。

そして、2019年1月29日、静岡地方裁判所に3300万円の慰謝料を求めて、国を被告とする損害賠償請求の訴訟の提起ができました。

（2） 静岡地方裁判所浜松支部事件（浜松事件）

① 武藤千重子さんの経歴

Aさんが静岡事件を提訴したことを知った現在70代後半の武藤千重子さんは、かねてから自分が不本意にも不妊手術を受けてしまったことを悔いていましたが、自分も優生手術を受けた被害者であると確信し、当弁護団に相談がありました。

武藤さんは1948年に北海道で生まれ、1950年に浜松市内に転居し、それ以来、現在まで浜松市内に在住しています。

武藤さんの父母は、従兄妹どうしの結婚で、武藤さんの視力は小学校6年生頃には0.3まで低下し、中学生になった時には0.2まで低下していました。

それでも武藤さんは一生懸命勉強し、高校に進学しましたが、その時には、さらに視力が低下し、黒板の字が全く見えなくなりました。

武藤さんは、その後、高校を卒業し、1967年に会社の事務員として就職したのですが、視力のほとんどない中で、何とか仕事をこなすという毎日を送っていました。

武藤さんは、1974年に婚姻し、同年5月に妊娠を契機に退職しました。

しかし、視力は回復せず、歩行する時は側溝に落ちないように道路の白線を目印として、その上を歩いていました。

武藤さんは妊娠して、浜松市内の産婦人科医院に通院しましたが、目の悪いことで、他人から嫌がらせを受けたり、特にバスを降りる時などにもたもたしていると、他人からあからさまに非難を受けたり、辛い人生を送ってきましたので、主治医に親が近親婚であり、自分の子供に影響があるのではないかと相談しましたが、主治医から「例え目の悪い子が生まれたとしても、30年後には医学も進歩しているので何ら問題はない。」と励まされ出産することを決意したのです。そして、無事に長女を出産しました。

② 第2子の出産と優生手術

武藤さんは不自由な生活の中でも、1977年に再び妊娠し、第2子出産のため、同じ産婦人科に入院しました。

武藤さんは、1977年9月に無事に次女を出産しましたが、翌日、個室に武藤さんがいた時、主治医とその妻、婦長、数名の看護師がいる中で、婦長から「二人出産したのだから、三人目は目の疾患が遺伝しないとも限らないから、これ以上、子供を出産するのはやめなさい」と言われたとのことでした。

この当時、武藤さんはほとんど字を読むことのできない視力になっていましたが、婦長の申出を断りきれず、夫が不妊手術の同意書を書いて、翌々日、不妊手術を受けたものです。

武藤さんも提訴する前、腹部にある傷跡を医師に診てもらい、手術の状況も伝えたと、その医師はAさんと同じく卵管結紮術であると診断書を書いてくれました。

この手術が目の悪い子供が生まれないようにする優生手術であったことは間違いありません。

③ 浜松事件の提訴

Aさんの事件と違って、武藤さんは優生保護手術の経過をよく記憶しており、第3子に男児を期待していた武藤さんの怒りは大きく、是非共、匿名ではなく、実名で裁判をしたいとの思いも強く、2020年7月3日、静岡地方裁判所浜松支部に3300万円の慰謝料を求めて、国を被告とする損害賠償請求の訴訟を提起することができました。

3 障害者は子供を産んではいけないのですか？

一罪つくりな旧優生保護法とは何か—

- (1) 旧優生保護法とは、1948年、日本国憲法下で戦後の人口増加により食糧が不足する状況の背景に「先天性の遺伝病者の出生を抑制することが、国民の急速なる増加を防ぐ上からも、又民族の逆淘汰を防止する点からいっても、極めて必要である」との理由により制定された悪法です。

その法理は、ドイツの断種法にその源流があり、1940年に成立した国民優生法の延長線上にあります。

- (2) 同法第1条は旧優生保護法の目的を「この法律は、優生上の見地から不良なる子孫の出生を防止する。」とうたったもので、身体に障害のある方々を「不良」、その子孫も又「不良」とした優生思想に基づく極めて人権無視の法律でした。

新しい憲法ができ、軍国主義を払拭し、日本に民主主義の確立や人権尊重の国づくりを目指して、衆議院議員、参議院議員に当選してきた選良によって、このような法律が社会党、共産党を含む全国会議員の賛同によって、1人の

反対もなく成立したことに驚きを感じると同時に戦慄を感じます。

常識ある人々でも何も疑問を感じず、「不良の子孫」というような極めて傲慢な言葉を法文化してしまうことなど、今では考えられないことですが、しかし、この法律が母体保護法に改正されるまで何十年も放置されるなど、国会議員のみではなく、私たち法律家の罪も断罪されるべきものです。

(3) 「不良な子孫」という法文が、障害者や家族に沈黙を強いる

この「不良の子孫」という法文は長年にわたって、障害者や家族を苦しめ、今も障害者の存在を社会に知られないように、ひっそりと生活する原因になりました。

誰が「不良の子孫」と国によりレッテル張りされた兄弟や子供の存在を公言するのでしょうか。

公言すれば、自分自身も「不良」の一員とされてしまうのです。

こうして障害者やその家族は沈黙を強いられ、人権を無視され、子供は産んではいけないとされ、その上、国は通達まで発し、麻酔薬を使ったり、欺罔することも許したりして、優生手術を行ってもよいことにしたのです。

実に許しがたいことです。

4 静岡訴訟、浜松訴訟における原告の主張と被告国の主張

(1) 生殖に関する自己決定権（日本国憲法13条）の侵害

子供を産むか産まないかは、人としての生き方の根幹に関わる決定であり、子供を産み育てるかどうかを自由な意思によって決定することは、日本国憲法13条で規定する幸福追求権としての自己決定権として保障されている。又、生殖能力を持ち、子供を産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを決定することは、自己決定権の中のリプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）として、すべての人に保障される自然権的な権利である。これらの生殖に関する決定をすることは、最も私的な領域に属する決定であるから、第三者の干渉、特に国による干渉を受けることなく、本人の完全なる自由な意思によって決定されるべきであると主張しました。

審査を要件とする優生手術は、本人の同意なく強制的に実施されるものであり、自己決定権及びリプロダクティブ・ライツを侵害する事は明白であり、日本国憲法13条に違反するものである、本人の同意による優生手術についても、本人の同意が形式的なものに過ぎず優生手術の対象者が自己決定権を放棄していたとは評価できず、日本国憲法13条に違反するものだと主張しました。

(2) 平等原則（日本国憲法14条1項）違反

人はすべて法の下に平等であり、合理的な理由なくして、異なる扱いを受けるとは、憲法14条1項の規定する法の下に平等原則に違反する、人はすべ

て個人として尊重され、人としての価値に差はないのであるから、特定の疾患や障害を有していることを理由に「不良」とみなす事は正当化できるものではなく、これらの人々を優生手術の対象とすることは不合理であり、日本国憲法14条1項に違反するものだと主張しました。

(3) 旧優生保護法の違憲性

旧優生保護法は、子を産み育てることに関する自己決定権を永久に奪い、しかも優生思想に基づく見地から制定されたもので、その法律自体が日本国憲法13条、14条1項に基づく違憲な法律であったと主張しました。

(4) 被告国の主張

これに対し、国は全て原告の主張を否認し、旧優生保護法は当時は合法であり、これに基づき行なわれた不妊手術も、又、合法であり、たとえ国に違法があったとしても、優生手術以来、既に20年以上が経過しており、旧民法724条後段の規定する除斥期間の経過により不法行為請求権は消滅したと主張しました。

この除斥期間の主張は時間の壁として、以後、私たち弁護団を苦しませるものになりました。

5 その後の下級審の流れと東京高裁、大阪高裁の判決

(1) 仙台訴訟の日本で初めての判決が2019年5月28日、仙台地方裁判所で言い渡されましたが、旧優生保護法の違憲性は認めましたが、優生手術から既に20年以上が経過していること、すなわち20年の除斥期間の経過を理由に請求が棄却されました。

その後、東京地方裁判所、大阪地方裁判所、神戸地方裁判所、札幌地方裁判所での判決でも、除斥期間の経過を理由に敗訴判決が言い渡され、私たちの落胆は大きかったものです。

(2) しかし、さすがに、下級審の敗訴判断は市民に受け入れられないと、高等裁判所の裁判官は考えたのでしょうか。

2020年2月22日、大阪高等裁判所が同年3月11日、東京高等裁判所が第1審の判決を覆し控訴人(原告)の請求を認めました。

大阪高等裁判所の判決は「原告らに対し、旧優生保護法4条の申請に基づく優生手術が実施されたと認定し、国は原告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、旧優生保護法4条ないし13条に係る違法な立法行為による権利侵害につき、損害賠償義務を負う。」としました。

除斥期間につきましては、「控訴人(原告)は、それぞれが抱える障害のために、優生手術の違法性を理解し、法的な救済手段があることを認識し、訴訟を提起することが不可能、又は著しく困難であったこと、その要因として、障害者による司法アクセスに対する制約が除去されなかったことや旧優生保

護法の制定により、社会的差別や偏見が強化、増幅されたことがあったところ、これらはいずれも国によって作出されたものであること、除斥期間の制度趣旨は、本件のように国が重大な人権侵害を行った場合において、被害者の控訴人らの犠牲の下、加害者である国の利益を保護することを許容する趣旨ではないことなどを指摘し、本件除斥期間の規定を適用すれば、正義、公平に反する結果となる事は明らかであるから、その適用は制限されるべきである。」としました。

そして、除斥期間の適用が制限されるべき期間については、「権利行使を不能、又は著しく困難とする事由がある場合に、その事由が解消されてから6ヶ月を経過するまでの間、時効の完成を延期する時効停止の規定（民法158条ないし160条）の法意に照らし、訴訟提起の前提となる情報や相談機関へのアクセスが著しく困難な環境が解消されてから6ヶ月を経過するまでの間、除斥期間の適用が制限されるものと解するのが適当である。」としました。

そして控訴人は2018年5月21日仙台訴訟の提起を受けて、弁護士による優生手術に関する法律相談が実施されているというニュースに接し、まもなくその内容が控訴人にも知らされたというような状況の中で、2018年9月28日に本件訴訟を提起したものであり、控訴人の本訴請求権については、時効停止の規定の法意に照らし、除斥期間の適用は制限され、その効果は生じないとし、皆心配していた除斥期間の点は、ひとまずクリアーできたのです。

次に続いたのが東京高裁判決です、この判決は時効停止の法意を借りることもなく、大阪高裁判決の法理をさらに進めたものです。

東京高裁判決は「本件優生手術は憲法13条、14条1項で保障される人権を侵害するものであり、厚生大臣は憲法99条により憲法尊重擁護義務を負っており、本人の同意によらない優生手術を実施しないよう、都道府県知事を指導すべき注意義務を負っていたにもかかわらず、違憲、違法な優生手術をむしろ積極的に実施させていたものであり、国はこのような厚生大臣の公権力の行使たる職務行為につき、国家賠償法1条1項に基づく国家賠償責任を負う。」とし、除斥期間の経過については「優生手術が国策によるものであること、しかもそれが違憲な優生条項に基づくものであることについて、国の作為又は不作為により、構造的に理解しにくくされている状況下に置かれていたもので、不法行為時（本件優生手術実施時）から20年の経過をもって、被害者の損害賠償請求権が消滅することを許容することは著しく正義、公平の理念に反するので、民法724条後段の効果を制限するのが相当であり、又、条理にもかなうべきである。」とし、大阪高裁判決を1歩も2歩も進め、行使期間についても何らの制限をしなかったものです。

6 静岡訴訟と浜松訴訟の判決もこれに続く！

- (1) 2023年2月24日、静岡地方裁判所で国がAさんに対し1650万円を支払えとの静岡訴訟判決が言い渡されました。

この判決は極めてシンプルで東京高裁判決をほぼ踏襲したもので心配していた除斥期間の経過についても、東京高裁と同様に何らの制限もせず単に除斥期間の経過の主張は、著しく正義、公平の理念に反し、この主張を採用しないというものでした。

Aさんや支援者の方々と共に、私たち弁護士も、本当にほっとする思いがしました。

残念ながらこの判決は、国により控訴され、東京高裁に係属することになりました。

- (2) 2024年5月27日、静岡地方裁判所浜松支部で国が武藤さんに対し1650万円を支払えとの浜松訴訟の判決が言い渡されました。

この判決も、静岡訴訟の判決、東京高裁の判決と趣旨を同じくするもので、旧優生保護法は違憲な法律であると断じ、この法律に基づいた不妊手術は、たとえ形式上の同意があったようにみえても違法であるとししました。

又、除斥期間の経過につきましても、東京高裁や静岡地裁の判断と同一でした。

武藤さんの喜ぶ顔を見て、私は本当に嬉しくなりました。

このような勇気のある方の訴訟を担当して、弁護士としても本当に幸せだと心から思いました。

浜松訴訟も、国は東京高等裁判所に控訴しました。

7 旧優生保護法訴訟、最高裁大法廷で全面勝訴！

- (1) 2024年7月3日、最高裁大法廷は、優生手術を強制する旧優生保護法の規定を違憲と断じ、優生手術を受けさせられた被害者である原告らの国家賠償請求を認め、国が信義則に反し、権利の濫用として許されないと断じました。

極めて曇りのない明解な判決で、久しぶりに最高裁裁判官の良心的な面をみせていただきました。

- (2) 全員一致の最高裁大法廷判決は日本国憲法13条、14条違反については次のように述べています。

「平成8年改正前の優生保護法1条の規定内容等に照らせば、本件規定の立法目的は、専ら、優生上の見地、すなわち、不良な遺伝形質を淘汰し優良な遺伝形質を保存することによって集団としての国民全体の遺伝的素質を向上させるという見地から、特定の障害等を有する者が不良であるという評価を前提に、その者又はその者と一定の親族関係を有する者に不妊手術を受け

させることによって、同じ疾病や障害を有する子孫が出生することを防止することにありと解される。しかしながら、憲法13条は個人の尊厳と人格の尊重を宣言しているところ、本件規定の立法目的は、特定の障害等を有する者が不良であり、そのような者の出生を防止する必要があるとする点において、立方当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえないものであることが明らかであり、本件規定は、そのような立方目的の下で特定の個人に対して生殖能力の喪失という重大な犠牲を求める点において、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反するものといわざるを得ない。

したがって、本件規定により不妊手術を行うことに正当な理由があるとは認められず、本件規定により不妊手術を受けることを強制することは、憲法13条に反し許されないというべきである。なお、本件規定中の優生保護法3条1項1号から3号までの規定は、本人の同意を不妊手術実施の要件としている。しかし、同規定は、本件規定中のその余の規定と同様に、専ら優生上の見地から特定の個人に重大な犠牲を払わせようとするものであり、そのような規定により行われる不妊手術について本人に同意を求めるということ自体が、個人の尊厳と人格の尊重の精神に反し許されないのであって、これに依じてされた同意があることをもって当該不妊手術が強制にわたらないということとはできない。加えて、優生上の見地から行われる不妊手術を本人が自ら希望することは通常考えられないが、周囲からの圧力等によって本人がその真意に反して不妊手術に同意せざるを得ない事態も容易に想定されるところ、同法には本人の同意がその自由な意思に基づくものであることを担保する規定が置かれていなかったことにも鑑みれば、本件規定中の同法3条1項1号から3号までの規定により本人の同意を得て行われる不妊手術についても、これを受けさせることは、その実質において、不妊手術を受けることを強制するものであることに変わりはないというべきである。

また、憲法14条1項は、法の下での平等を定めており、この規定が、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものであると解すべきことは、当裁判所の判例とするところである（最高裁昭和37年（オ）第1472号同39年5月27日大法廷判決・民集18巻4号676頁、最高裁昭和45年（あ）第1310号同48年4月4日大法廷判決・刑集27巻3号265頁等）。しかるところ、本件規定は、①特定の障害等を有する者、②配偶者が特定の障害等を有する者及び③本人又は配偶者の4親等以内の血族関係にある者が特定の障害等を有する者を不妊手術の対象者と定めているが、上記のとおり、本件規定により不妊手術を行うことに正当な理由があると認められないから、上記①から③までの者を本件規定により行われる不妊手術の対象者と定めてそれ以外の者と区

別することは、合理的な根拠に基づかない差別的取扱いに当たるものといわざるを得ない。

以上によれば、本件規定は、憲法 13 条及び 14 条 1 項に違反するものであったというべきである。そして、以上に述べたところからすれば、本件規定の内容は、国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白であったというべきであるから、本件規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法 1 条 1 項の適用上、違法の評価を受けると解するのが相当である（最高裁平成 13 年（行ツ）第 82 号、第 83 号、同年（行ヒ）第 76 号、第 77 号同 17 年 9 月 14 日大法廷判決・民集 59 卷 7 号 2087 頁参照）。

(3) 除斥期間については次のように述べています。

改正前民法 724 条は、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図した規定であると解されるところ、上記のとおり、立法という国権行為、それも国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害することが明白であるものによって国民が重大な被害を受けた本件においては、法律関係を安定させることによって関係者の利益を保護すべき要請は大きく後退せざるを得ないというべきであるし、国会議員の立法行為という加害行為の性質上、時の経過とともに証拠の散逸等によって当該行為の内容や違法性の有無等についての加害者側の立証活動が困難になるともいえない。そうすると、本件には、同条の趣旨が妥当しない面があるというべきである。

その上で、上告人は、上記(1)のとおり憲法 13 条及び 14 条 1 項に違反する本件規定に基づいて、昭和 23 年から平成 8 年までの約 48 年もの長期間にわたり、国家の政策として、正当な理由に基づかずに特定の障害等を有する者等を差別してこれらの者に重大な犠牲を求める施策を実施してきたものである。さらに、上告人は、その実施に当たり、審査を要件とする優生手術を行う際には身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることも許される場合がある旨の昭和 28 年次官通知を各都道府県知事宛てに発出するなどして、優生手術を行うことを積極的に推進していた。そして、上記施策が実施された結果として、少なくとも約 2 万 5 0 0 0 人も多数の者が本件規定に基づいて不妊手術を受け、これにより生殖能力を喪失するという重大な被害を受けるに至ったというのである。これらの点に鑑みると、本件規定の立法行為に係る上告人の責任は極めて重大であるといわざるを得ない。

また、法律は、国権の最高機関であって国の唯一の立法機関である国会が制定するものであるから、法律の規定は憲法に適合しているとの推測を強く国民に与える上、本件規定により行われる不妊手術の主たる対象者が特定の障害等を有する者であり、その多くが権利行使について種々の制約のある立

場にあったと考えられることからすれば、本件規定が削除されていない時期において、本件規定に基づいて不妊手術が行われたことにより損害を受けた者に、本件規定が憲法の規定に違反すると主張して上告人に対する国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求権を行使することを期待するのは、極めて困難であったというべきである。本件規定は、平成8年に全て削除されたものの、その後も、上告人が本件規定により行われた不妊手術は適法であるという立場をとり続けてきたことからすれば、上記の者に上記請求権の行使を期待するのが困難であることには変わりはないといえる。そして、第1審原告らについて、本件請求権の速やかな行使を期待することができたと思えるべき特別の事情があったこともうかがわれない。

加えて、国会は、立法につき裁量権を有するものではあるが、本件では、国会の立法裁量権の行使によって国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な本件規定が設けられ、これにより多数の者が重大な被害を受けたものであるから、公務員の不法行為により損害を受けた者が国又は公共団体にその賠償を求める権利について定める憲法17条の趣旨をも踏まえれば、本件規定の問題性が認識されて平成8年に本件規定が削除された後、国会において、適切に立法裁量権を行使して速やかに補償の措置を講ずることが強く期待される状況にあったというべきである。そうであるにもかかわらず、上告人は、その後も長期間にわたって、本件規定により行われた不妊手術は適法であり、補償はしないという立場をとり続けてきたものである。本件訴えが提起された後の平成31年4月に一時金支給法が成立し、施行されたものの、その内容は、本件規定に基づいて不妊手術を受けた者を含む一定の者に対し、上告人の損害賠償責任を前提とすることなく、一時金320万円を支給するというにとどまるものであった。

以上の諸事情に照らすと、本件訴えが除斥期間の経過後に提起されたということの一事をもって、本件請求権が消滅したものとして上告人が第1審原告らに対する損害賠償責任を免れることは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができないというべきである。

(4) このように、最高裁大法廷判決は常識に沿った極めて公平、妥当なものであったと思います。

最高裁の国に対する断罪は、単なる国に向けられたものではなく、私たち社会の一般の国民に対しても向けられたもので、皆が重く受けとめる必要があるのではないのでしょうか。

社会に醸成された差別感は、すぐには解消できないでしょうが、所詮、人間自身が作り出したものであり、人間の理性によりなくしていくことは必ずできるものと思います。

8 ま と め

世の中には障害者権利条約を始め、最近の障害者差別解消法まで数々の障害者差別禁止立法が存在します。

障害者に対し、社会があるがままの状態を受け入れ、あらゆる分野において、様々な合理的配慮をすることを条約や法律が要請していますが、この世の中には障害者に対する差別は勿論のこと、女性差別等のあらゆる形態の差別が存在します。

いくら内容の良い条約を批准しても、それに沿った内容の良い法律ができたとしても、条約や法律の趣旨に社会の人々の意識がついていかなければ、それは単なる紙の上の権利にしか過ぎず、何らの実質的力を持つことはできないのが現実です。

冒頭のイェーリングは市民に対し、「闘いこそが権利確立のための手段だ！」と喝破し、正義のために闘うことこそが人権確立のための道程であると説いています。

静岡県内では聴覚に障害のあるAさんや視覚に障害のある武藤さんが不法と闘い、みごと最高裁判決を勝ち取りました。

後は私たちが、この判決を契機に世の中にある一切の差別の根絶を目指し、地道に活動すべきではないでしょうか。

静岡市ボランティア団体連絡協議会の方々の日頃の活動に心から敬意を表し、皆様方の心暖かい活動が良い社会の確立に一層貢献しますことを祈念し、本日のお話を閉じたいと思います。